

# 第 18 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

(書面会議)

## 1 報告事項

報告第 1 号 経過報告

## 2 議 題

議案第 1 号 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更  
について

議案第 2 号 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議  
について

報告第1号

経 過 報 告 （第17回協議会以降）

平成29年

2月19日 新得うまいもんあったかフェアにてコミュニティバスPR

## 議案第1号

### 平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について

新得市街地線について、下記のとおり停留所の一部廃止および追加し運行系統を変更することから、運行計画を一部変更する。

1. 新得町西2条南5丁目において、地域密着型介護老人福祉施設「ひろね」の開所が予定されており、新たな利用が見込まれることから、「ひばり東」～「若草会館前」間に、「ひろね前」を加える。
2. 「さくら中央」～「西栄」間について、近隣住民の利便性向上をはかるため、「瀬戸内商事前」を廃止し、「広和」を加え、運行経路を一部変更する。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条 2 項に掲げる協議

運行路線一部変更に伴い協議会運賃の設定が必要となるため協議を図るものです。

運行路線の変更内容は第 16 回新得町地域公共交通活性化協議会（書面開催）で承認された新得市街地線および屈足地区線の計画変更のとおりとなります。

運賃（料金）の種類、額及び適用方法は平成 24 年 10 月 1 日から実施している内容のとおりとなります。

記

1、協議が整っている路線又は営業区域  
別紙運行系統図のとおり

2、協議が整っている運行系統又は運送の区間

新得市街地線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：新得公民館前
	終点：JR 新得駅前	(11.9 km)
屈足地区線	起点：JR 新得駅前	主な経由地：屈足総合会館前
	終点：JR 新得駅前	(24.2 km)
屈足線②	起点：幸町 4 丁目	主な経由地：かえで団地
(屈足早朝便)	終点：JR 新得駅前	(8.4 km)

3、協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

100 円（全区間均一）小学生、中学生 50 円、身体障害者・知的障害者は半額。

乗継割引

新得市街地線から屈足地区線及び屈足地区線から新得市街地線に乗り継ぐ場合、継続乗車時に限り 100 円とする。

6、適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その他の条件  
平成 29 年 6 月 1 日より通年

以上